

6 障第 364 号
令和 6 年 6 月 24 日

指定障害者支援施設の長
指定障害福祉サービス事業所の長 様
指定障害児通所支援事業所の長

長野市保健福祉部障害福祉課長

令和 5 年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について(通知)

このことについて、令和 5 年度に「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定された事業所は「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について<令和 5 年度分>（令和 5 年 3 月 10 日付け障障発 0310 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」に基づき、下記のとおり実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書<別紙様式 3-1>
- (2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書 福祉・介護職員ベースアップ等支援加算実績報告書（施設・事業所別個表）<別紙様式 3-2>
- (3) 職員分類の変更特定に係る実績報告（別紙様式 3-3）
※該当する場合のみ

2 提出期限等

- (1) 提出期限
令和 6 年 7 月 31 日（水）（郵送の場合は 7 月 31 日消印有効）
- (2) 提出部数
1 部
- (3) 提出方法
長野市役所障害福祉課 指定給付担当 あてに郵送または持参
※メールでの提出は受け付けませんので、郵送または持参にて再提出となります。
〒380-8512 長野市鶴賀緑町 1613 番地 長野市障害福祉課 指定給付担当

3 様式の掲載先

提出書類の様式は、メールに添付しているものを使用してください。また後日、長野市ホームページに掲載する予定です。

4 留意事項

- (1) 実績報告書の様式は、昨年から変更になっていますので、最新の様式を使用してください。
- (2) 例年、提出書類不足や数字が一致しないエラーが多くありますので、十分に確認をお願いします。
- (3) ご質問がある場合はメールにてお問合せください。電話での質問は受け付けません。
- (4) 当該加算の実績報告については、報告書の内容について事業所の責任において証明することとされており、2年間保存することが義務付けられています。
- (5) 処遇改善加算額は、国民健康保険団体連合会から毎月送付される明細票「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」で確認してください。

長野市保健福祉部障害福祉課 指定給付担当 佐藤・松本 電話 : 026-224-8382 FAX : 026-224-5093 E-mail : shougai@city.nagano.lg.jp
--